





ま「決対き取る」  
 きた裁に除のする  
 であつた請求を起す  
 が知す請求の起す  
 とを対審との起す  
 ことに審の起す  
 る請求の起す  
 した請求の起す  
 起す請求の起す  
 提あ審も理え後該に改す  
 ばが該てな加た当「に改す  
 れ決当つ当を起「を合」に  
 け裁、あ正」を起「を合」に  
 なるしで、決次訴るかか  
 後対た以合まる」し「がこ  
 たに「月場りす、消服を起  
 経求に「月場りす、消服を起  
 を請次6しくに起「日」を起  
 決查のて過な求と分を0求  
 裁審「し経き請る起」6請  
 する該。算を起す、起「起  
 対、まら1との起「起「起  
 にはきかて起「起「起  
 求えで日し起「起「起  
 請訴が翌算すつ「起「起  
 査のとの起起に削を不知  
 審しこの起起に削を不知  
 、消るたかを起「起「起  
 は取すつ日えの起「起「起  
 えの起知翌訴こんい様たに  
 訴分提をの起「起「起  
 の起「起「起  
 の起「起「起  
 し「起「起  
 消この起「起「起  
 取この起「起「起  
 の改め「起「起  
 分せに「起「起

「通」のつき事の起す  
 る請求の起す  
 した請求の起す  
 起す請求の起す  
 提あ審も理え後該に改す  
 ばが該てな加た当「に改す  
 れ決当つ当を起「を合」に  
 け裁、あ正」を起「を合」に  
 なるしで、決次訴るかか  
 後対た以合まる」し「がこ  
 たに「月場りす、消服を起  
 経求に「月場りす、消服を起  
 を請次6しくに起「日」を起  
 決查のて過な求と分を0求  
 裁審「し経き請る起」6請  
 する該。算を起す、起「起  
 対、まら1との起「起「起  
 にはきかて起「起「起  
 求えで日し起「起「起  
 請訴が翌算すつ「起「起  
 査のとの起起に削を不知  
 審しこの起起に削を不知  
 、消るたかを起「起「起  
 は取すつ日えの起「起「起  
 えの起知翌訴こんい様たに  
 訴分提をの起「起「起  
 の起「起「起  
 の起「起「起  
 し「起「起  
 消この起「起「起  
 取この起「起「起  
 の改め「起「起  
 分せに「起「起

「通」のつき事の起す  
 る請求の起す  
 した請求の起す  
 起す請求の起す  
 提あ審も理え後該に改す  
 ばが該てな加た当「に改す  
 れ決当つ当を起「を合」に  
 け裁、あ正」を起「を合」に  
 なるしで、決次訴るかか  
 後対た以合まる」し「がこ  
 たに「月場りす、消服を起  
 経求に「月場りす、消服を起  
 を請次6しくに起「日」を起  
 決查のて過な求と分を0求  
 裁審「し経き請る起」6請  
 する該。算を起す、起「起  
 対、まら1との起「起「起  
 にはきかて起「起「起  
 求えで日し起「起「起  
 請訴が翌算すつ「起「起  
 査のとの起起に削を不知  
 審しこの起起に削を不知  
 、消るたかを起「起「起  
 は取すつ日えの起「起「起  
 えの起知翌訴こんい様たに  
 訴分提をの起「起「起  
 の起「起「起  
 の起「起「起  
 し「起「起  
 消この起「起「起  
 取この起「起「起  
 の改め「起「起  
 分せに「起「起

「通」のつき事の起す  
 る請求の起す  
 した請求の起す  
 起す請求の起す  
 提あ審も理え後該に改す  
 ばが該てな加た当「に改す  
 れ決当つ当を起「を合」に  
 け裁、あ正」を起「を合」に  
 なるしで、決次訴るかか  
 後対た以合まる」し「がこ  
 たに「月場りす、消服を起  
 経求に「月場りす、消服を起  
 を請次6しくに起「日」を起  
 決查のて過な求と分を0求  
 裁審「し経き請る起」6請  
 する該。算を起す、起「起  
 対、まら1との起「起「起  
 にはきかて起「起「起  
 求えで日し起「起「起  
 請訴が翌算すつ「起「起  
 査のとの起起に削を不知  
 審しこの起起に削を不知  
 、消るたかを起「起「起  
 は取すつ日えの起「起「起  
 えの起知翌訴こんい様たに  
 訴分提をの起「起「起  
 の起「起「起  
 の起「起「起  
 し「起「起  
 消この起「起「起  
 取この起「起「起  
 の改め「起「起  
 分せに「起「起

の訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日に改め、「）提起すること  
 ができず。」の次に「ただし、当該審査請求に対する裁決があることを知った日の翌日から  
 の翌日から起算して6か月以内であつても、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えを  
 起算して1年を経過した場合は、正当な理由があることを除き、取消しの訴えは、この処  
 提起することができなくなり得る。」を加え、「これら取消しの訴えは、この処  
 分についての審査請求に対する裁決を経た後、なれば提起することができせんが」  
 を削り、「該当するときは、」の次に「当該審査請求に対する」を加え、「経  
 を「経ないで、取消しの訴えを」に改める。  
 別記第 1 6 号の 3 様式を次のように改める。

別記第 1 6 号の 3 様式 (第 9 条の 2 関係)

強制換価の場合の県たばこ税(軽油引取税)の徴収通知書					
納税者 (特別徴収義務者) 氏 名					住所 様
					第 年 月 日
					熊本県 広域本部長 印
次の製造たばこ(軽油)が強制換価された場合には、地方税法第 1 3 条の 3 第 1 項の規定により、その代金のうちから、次の県たばこ税(軽油引取税)を徴収します。					
特別徴収義務者 又は納税者	住所 (居所)				
	氏 名				
強制換価 手続に付 されている 製造たば こ(軽油)及 び税額	製造たばこ等の名称	性 質	数 量	税 率	税 額
					円
執 行 機 関 名					
差 押 年 月 日					
又 は 事 件 名					
教 示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、知事宛てにして、当広域本部を経由して提出してください。</p>				
	<p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>				

号こよた起でのこの取訴で、場かが3な宛求経求にかたくにきの  
 9たにっら消し消こ、た決ののがえ、る3とて当事請を請次6しな求と分  
 1つ定あかと消取。めつ裁分しと加「を」す起は、の審査「し経で査す、処  
 第規が日この取のん改ある処消こを「を」す起は、の審査「し経で査す、処  
 記の分翌のの分せにがす、取る」を」す起は、の審査「し経で査す、処  
 別分条処のす分処ま」決対きのする」を」す起は、の審査「し経で査す、処  
 び処4の日のを処「きた裁に除分起すは」日をら合えてす当す起年との該い  
 及「第この求のをでつる求を処提対き6請日たをつにはきかてつり、経  
 式を法、分請こ」が知す請きのばに「と」査翌し」に求えて日しすつり、  
 様「査し処査」たを対査とこれ求る。る、審の過。分請訴が翌算起に削を  
 号た審だの審、けことを対査とこれ求る。る、審の過。分請訴が翌算起に削を  
 1受不「、き」を受つた請当が、で審改「」たりつ年りこ、消るたかえのがで  
 第行政にも除て達起つ査、由え後該に「」知ををてくはえの起知翌の、せな  
 記知行政を宛送提あ審も理加た当「」を限を」としなえ訴分提をのしはま経  
 別通「のつき事のばが該てなを經」を限を」としなえ訴分提をのしはま経  
 式、「め、」あと知決れ決当「を」にえ期とこ算き訴の処」と日消えき「  
 様に改す内あ「るなるしで、す裁のの提たにっら消し消こ、た決ののがえ、  
 7」にま以がをすすだ内はまる」し「つ定あかと消取。めつ裁分しと加  
 のは「き月由」対後対た以合りす、消をあ規が日この取のん改ある処消こを  
 号合月でか理てにたに「月場な対は取」がの分翌のの分せにがす、取る」  
 6場かが3な宛求経求にかたくにきの間分条処のす分処ま」決対きのする」  
 1る3とて当事請を請次6しな求と分期処4の日のを処「きた裁に除分起す  
 第規が日この取のん改ある処消こを「を」す起は、の審査「し経で査す、処  
 記の分翌のの分せにがす、取る」を」す起は、の審査「し経で査す、処  
 別を」す起は、の審査「し経で査す、処  
 式「日をら合えてす当す起年との該い中た審だの審、けことを対査とこれ求  
 様は0求か場加い対、まら1こて「な式け服たこ、に受つた請当が、で審改  
 4と「査翌し」に求えて日しすつり、経様受不「」を号でとりこ算き訴の  
 のる、審の過。分請訴が翌算起に削をの知行政にも除て達起つ査、由え後該  
 号あに「日経す処査のとの起提分を」号通「のつき事のばが該てなを經」  
 6「」、たをまの審しこ日らを処」も9「のつき事のばが該てなを經」  
 1中たりつ年りこ、消るたかえのがで1「め、」あと知決れ決当「を」にえ  
 第式つ削知1な、は取すつ日訴こんい第に改す内あ「、裁け裁」をにえ9ま  
 記様知ををてくはえの起知翌の、せな記」にま以がをすすだ内はまる」し  
 別4を」としなえ訴分提をのしはま経別は「き月由」対後対た以合りす、消  
 のとりこ算き訴の処」と日消えき「合月でか理てにたに「月場な対は取

3処4の日のを処「きた決対き、取る」を法る月由「裁け裁、あ正」を  
 2「第この求のをでつた裁に除のする」を法る月由「裁け裁、あ正」を  
 第を法、分請こ」が知る求を分起す「を」す起は、の審査「し経で査す、処  
 記「査し処査」たを対査とこれ求る。る、審の過。分請訴が翌算起に削を  
 別た審だの審、けことを対査とこれ求る。る、審の過。分請訴が翌算起に削を  
 らけ服たこ、に受つた請当が「な査め通」に改。翌し」てす当す起年との該い  
 か受不「、き」を受つた請当が「な査め通」に改。翌し」てす当す起年との該い  
 式を政にも除て達起つ査、由え後該に「」を改。翌し」てす当す起年との該い  
 様知行政を宛送提あ査、由え後該に「」を改。翌し」てす当す起年との該い  
 号通「のつき事のばが該てなを經」をに改。翌し」てす当す起年との該い  
 2「め、」あと知決れ決当「を」にえは「ま日経すつにはきかてつり、経  
 2「め、」あと知決れ決当「を」にえは「ま日経すつにはきかてつり、経  
 第に改す内あ「るなるしで、あ正」をにえは「ま日経すつにはきかてつり、経  
 記は「き月由」対後対た以合りす、消あ「とをてくはえの起知翌の、せな  
 別は「き月由」対後対た以合りす、消あ「とをてくはえの起知翌の、せな  
 及場かが3な宛求経求「月場りす、消あ「とをてくはえの起知翌の、せな  
 第規が日この取のん改ある処消こを「を」す起は、の審査「し経で査す、処  
 記の分翌のの分せにがす、取る」を」す起は、の審査「し経で査す、処  
 別を」す起は、の審査「し経で査す、処  
 式「日をら合えてす当す起年との該い中た審だの審、けことを対査とこれ求  
 様は0求か場加い対、まら1こて「な式け服たこ、に受つた請当が、で審改  
 4と「査翌し」に求えて日しすつり、経様受不「」を号でとりこ算き訴の  
 のる、審の過。分請訴が翌算起に削をの知行政にも除て達起つ査、由え後該  
 号あに「日経す処査のとの起提分を」号通「のつき事のばが該てなを經」  
 6「」、たをまの審しこ日らを処」も9「のつき事のばが該てなを經」  
 1中たりつ年りこ、消るたかえのがで1「め、」あと知決れ決当「を」にえ  
 第式つ削知1な、は取すつ日訴こんい第に改す内あ「、裁け裁」をにえ9ま  
 記様知ををてくはえの起知翌の、せな記」にま以がをすすだ内はまる」し  
 別4を」としなえ訴分提をのしはま経別は「き月由」対後対た以合りす、消  
 のとりこ算き訴の処」と日消えき「合月でか理てにたに「月場な対は取











別記第 1 6 4 号様式(第 1 6 6 条関係)

(表)

差 押 (調) 書										
様								年 月 日		
熊本県 広域本部 熊本県自動車税事務所 徴税吏員								印		
次のとおり滞納金額を徴収するため財産を差し押さえます。										
滞納者	住 (居) 所							課 税 地		
	氏名又は名称									
年 度 別	期 別	税 目	納 期 限	滞 納 金 額						備 考
				税 額	延 滞 金 (法律に よる金額)	加 算 金		滞 納 処 分 費	計	
				円	円	過 少 不 申 告	重 加 算	円	円	
合 計										
差 押 財 産										
滞納処分のため搜索 した場所及び物件			搜索 日時		年 月 日		午 時	分 分	から	まで
上記の搜索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 年 月 日 (氏 名) 印 (本人の )										
この差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。 年 月 日 熊本県 広域本部 熊本県自動車税事務所 徴税吏員 様 印										
備 考	教示については裏面を御覧ください。									

(注) 1 延滞金は、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)で徴収し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)で徴収します。

2 「滞納金額」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

## (裏)

## (教 示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。また、地方税法第19条の4第2号に規定する期限が上記の期限よりも先に到来する場合は、同号に規定する期限後は、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(2通)は、知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を經由して提出してください。

2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 上記(2)又は(3)に該当する場合においても、地方税法第19条の4第2号に規定する期限後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記第166号様式を次のように改める。

別記第 1 6 6 号様式(第 1 6 6 条関係)

(表)

差 押 書 (差押通知書)											
										年 月 日	
滞納者(第三債務者等) 様											
熊本県 広域本部 熊本県自動車税事務所 徴税吏員										印	
次のとおり滞納金額を徴収するため次の財産を差し押さえます。											
滞納者	住 (居) 所										
	氏名又は名称										
差押当日までに徴収すべき金額					円	課 税 地					
年 期 別	税 目	納 期 限	滞 納 金 額								備 考
			税 額	延 滞 金 (法 律 に よ る 金 額)	加 算 過 少 不 申 告	金 重 加 算	滞 納 処 費 分	計			
			円	円	円	円	円	円	円		
合 計											
差 押 財 産											
差押調書謄本を受領しました。 年 月 日										印	
差押書(差押通知書)を受領しました。 年 月 日										印	
備 考	教示については裏面を御覧ください。										

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

(裏)

(教 示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であってもこの処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。また、地方税法第 19 条の 4 第 2 号に規定する期限が上記の期限よりも先に到来する場合は、同号に規定する期限後は、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(2 通)は、知事宛てにして、当広域本部(自動車税事務所)を經由して提出してください。

2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 上記(2)又は(3)に該当する場合においても、地方税法第 19 条の 4 第 2 号に規定する期限後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記第 1 6 8 号様式を次のように改める。

別記第 1 6 8 号様式(第 1 6 6 条関係)

(表)

債 権 差 押 通 知 書									
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>第三債務者 住(居)所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">熊本県 広域本部 熊本県自動車税事務所 徴税吏員 印</p> <p>次のとおり、滞納金額を徴収するため、債権を差し押さえますので履行期限までに当広域本部(自動車税事務所)あて支払ってください。 なお、この通知を受けた後は、債権者に支払ってもその支払は、無効です。</p>									
滞納者 (債権者)		住(居)所 氏名又は名称							
年 度	期 別	税 目	納 期 限	滞 納 金 額					
				税 額	延 滞 金 (法律に よる金額)	加算金/滞納処分費 過 少 不 申 告 重 加 算	滞 納 処 分 費	計	備 考
				円	円	円	円	円	円
合 計									
差 押 債 権	債務者	住(居)所 氏名又は名称							
履 行 期 限			年 月 日						
差押調書謄本(滞納者宛て)を受領しました。 年 月 日( ) 印									
債権差押通知書(第三債務者宛て)を受領しました。 年 月 日( ) 印									
備 考	教示については裏面を御覧ください。								





1「改」つて受をす除のるを  
 第はにすあき宛をると対請を分す  
 記「場」までと事達すこに査き処起る  
 別「月」以内の知送起た求審との提す  
 記「か」で以、の提請該るこば対  
 式「あ」が月が「決」ばあ査当あ、れに  
 号「を」をこ3理「る」け決該も由、な請  
 0「は」るてなてすな裁当て理えで査る合「分」日とのい請のの  
 8「き」日すし当宛対でる、つな加後審め場月処翌こ条早査分分、この日し、んで  
 1「き」0を算正事に後すしあ当をた該改るかのの9の審処改つ決取えま  
 第「と」6求起、知求た対だ「正」経当にあ3この日す1そ、の「ま」にあ裁の訴き経  
 記「る」請「ら」は「請」経にた内、。を「」の「を」第「は」こをき「が」る分のので「  
 別「あ」査「か」合、査「を」求「以」は「す」決「に」を「を」第「は」こをき「が」る分のので「  
 式「中」に「審」日「場」え「審」決「請」に「月」合「ま」裁「次」え「」に「処」請「税」に「限」、た「が」つ「裁」対「消」とえ、  
 様「式」た「の」し「を」て「る」審「の」6「た」な「す」の「き」0「の」こ「審」地「合」る「」受「こ」を「す」求「除」の「る」を  
 号「様」つ「り」日「過」い「す」該「」て「し」く「対」し「と」6「の」こ「審」地「合」る「」受「こ」を「す」求「除」の「る」を  
 る。9号知削た経。つ対当「し」て「し」く「対」し「と」6「の」こ「審」地「合」る「」受「こ」を「す」求「除」の「る」を  
 め71をををすにに、す算経き求き取あ、だて除「す」規「事」送「起」た「求」審「の」提「す」  
 改19と「」知「年」ま「分」求「は」ま「起」を「で」請「と」の「に」た「つ」を「4」来「に」知「の」提「請」該「る」こ「ば」対  
 に第1こりを1り処請えきら年が査る分中「に」た「つ」を「4」来「に」知「の」提「請」該「る」こ「ば」対  
 「記」第「た」よ「と」て「な」の「査」訴「で」か「1」と「審」す「処」た「」で「と」条「に」同「裁」決「が」審「が」あ「れ」に  
 を別記つにこしくこの審のが日てこの当「裏」つり内る9先「を」る「け」決「該」も「由」が「け」求  
 え、別「あ」定「た」算「な」、し「と」翌「し」る「て」該「で」（「知」削「以」内「る」9「先」を「を」る「け」決「該」も「由」が「け」求  
 訴「び」が「規」つ「起」き「は」は「消」こ「の」算「す」い「」を「を」月「が」第「を」て「対」で「る」、つ「な」加「後」審「め」  
 の「裏」及「分」の「あ」ら「で」え「え」取「る」日「起」つ「、」な「い」を「を」月「が」第「を」て「対」で「る」、つ「な」加「後」審「め」  
 消「式」裏「」4「分」日「と」の「分」起「つ」た「ら」提「に」り「経」の「こ」り「3」か「由」法「」宛「に」後「す」し「あ」当「を」た「該」め「る」  
 取「様」を「第」処「翌」こ「し」の「分」起「つ」か「を」分「削」り「こ」り「3」か「由」法「」宛「に」後「す」し「あ」当「を」た「該」め「る」  
 の「2」法「の」の「消」消「の」を「翌」日「え」処「を」を「そ」た「よ」て「な」方「と」ま「知」請「経」に「た」内「を」  
 分「の」1「た」査「こ」日「す」取「取」こ「の」を「翌」日「え」処「を」を「そ」た「よ」て「な」方「と」ま「知」請「経」に「た」内「を」  
 処「号」の「け」審「の」の「を」の「の」こ「の」が「も」様「が」規「起」算「正」早「な」、審「決」請「に」月「合」ま「裁」決「に」  
 で、7「そ」受「服」し「分」求「分」の「の」こ「の」が「も」様「が」規「起」算「正」早「な」、審「決」請「に」月「合」ま「裁」決「に」  
 い「1」式「を」不「だ」処「請」処「を」改「つ」決「取」え「ま」な「9」4「日」場「を」削「な」ま「つ」す「該」  
 な「第」様「通」行「の」査「の」を「き」が「る」分「の」で「第」1「を」第「翌」た「」を「な」分「求」は「ま」算「経」き「求」き「消」  
 を「別」記「号」に「こ」審「を」き「が」る「分」の「で」第「1」を「第」翌「た」を「な」分「求」は「ま」算「経」き「求」き「消」  
 を「8」に「め」の「次」も「き」が「る」分「の」で「第」1「を」第「翌」た「」を「な」分「求」は「ま」算「経」き「求」き「消」

起る受を不たの査こをき「る分のので」  
 提起買。知政「こ審」でた決す処しが「  
 ば対のる通行に、たがっ裁対、消とえ、  
 れに等改「次もき」にけと知るにき取こ加  
 け求産改「のつ除」受をと対請を分する  
 な請動にに改「つをてを」と対請を分する  
 で査不「」改。あき宛達すこに査き処起る  
 後審の後はにすでと事送起た求審との提す  
 た該こ限月「ま内知の提っ請該るこば対  
 を経「期場月」かで月「裁れば査当あ、れに  
 決ににすあ3がが由をるけ決該も由、な請  
 裁次に定「3と理」すな裁当て理えで査る  
 るのを規ををこてなて対で、つな加後審め  
 す「えに」るし当宛に後すしあ当をた該改等  
 対、訴号は日算正事求た対だで正」経当に金し算第知の提っ請該るこば対す  
 にはの3き0を起、知請経にた内、。を「」代算を起、法定、決ばあ査当あ、れに金  
 求きし第と6求らは「査を求「以はす決にを価起求ら税規「裁ればあ査当あ、れに金  
 請と消の4る「請か合、審決請に月合ま裁次え換ら請か合方「をるけ決該も由、な請  
 査る取のあ、査日場えの裁決請に月合ま裁次え換ら請か合方「をるけ決該も由、な請  
 審すの条「に、審翌た加てる審の6たなす」のは日審翌た、同て対で、つな加後審  
 の当分9中「のしをいす該」てし過なには消との翌「のした、宛に後すしあ当をた該  
 て該処1「裏」た、日過「つを対該」にす。し過なには消との翌「のした、宛に後すしあ当をた該  
 つい「第」裏「つりた経」にす。し過なには消との翌「のした、宛に後すしあ当をた該  
 りに、で「法」知削つをす分求は、す算経き取のあた削つをす場「査を求「以はす決にを価  
 分削な方1と」をを知年ま処請えきから年が査る分「つを知年まる、審決請に月合ま裁次え換  
 処を経地「のこり」とを1りの査訴でか1と審す処中知「」を知年まる、審決請に月合ま裁次え換  
 の「を」を「そたよこし」く、しと翌しるてこの当「を」を知年まる、審決請に月合ま裁次え換  
 が「を」を「そたよこし」く、しと翌しるてこの当「を」を知年まる、審決請に月合ま裁次え換  
 、「んも」式あ定っ起きえは、消この翌しるてこの当「を」を知年まる、審決請に月合ま裁次え換  
 はせで後様が規あらで訴訴のすた起起つ、ない「に」を知年まる、審決請に月合ま裁次え換  
 えまい限号分のががの訴訴のすた起起つ、ない「に」を知年まる、審決請に月合ま裁次え換  
 訴きな期6処条分日とし「の提起つかを分削「経」な第4第2のりか査請日場え、」あ  
 ので経の1「4処翌こ消の提起つかを分削「経」な第4第2のりか査請日場え、」あ  
 し「が」付2を第のの取取こ「の翌訴の」1分4処翌こ限なこ審のが日てこの当、号5日か  
 消と「納第」法こ日すのの取取こ「の翌訴の」1分4処翌こ限なこ審のが日てこの当、号5日か  
 の取えの記「査」をこの分分「の翌訴の」1分4処翌こ限なこ審のが日てこの当、号5日か  
 分す加金の別「審」分求処の「改」に改め、この日し、んでも第1第2第4第5第7のりか査請日場え、」あ  
 分す加金の別「審」分求処の「改」に改め、この日し、んでも第1第2第4第5第7のりか査請日場え、」あ  
 分す加金の別「審」分求処の「改」に改め、この日し、んでも第1第2第4第5第7のりか査請日場え、」あ

附 則  
 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。